

〔令和2年2月26日〕
〔大洲市要綱第9号〕

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の制定について
大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年2月26日

大洲市長 二宮隆久

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づき、がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を行う者に対して、予算の範囲内でがけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大洲市補助金等交付要綱（平成28年大洲市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助対象額)

第2条 補助金は、がけ地近接等危険住宅移転事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し交付するものとし、補助金の交付の対象、補助対象経費、補助率及び補助金限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに、補助金の交付の可否を決定し、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不

交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（着工報告）

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に着手したときは、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業着工報告書（様式第4号）を直ちに市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更申請）

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに変更が生じたときは、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に変更内容が分かる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

（1） 補助対象事業費

（2） 事業の内容

（補助事業の交付決定額変更通知等）

第7条 市長は、前条の変更交付申請があったときは、その内容を審査し、第4条で決定した補助金額に変更が生じる場合は、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定額変更通知書（様式第6号）を、補助金額に変更が生じない場合は、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業変更承認通知書（様式第7号）を補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助事業の交付申請を取り下げようとするときは、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請取下申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請取下承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第10号）に、市長が必要と認める書類を添えて、直ちに、市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて検査し、適当と認めるときは、補助金額を確定し、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金請求書(様式第12号)により補助金を請求することができる。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、補助金を補助事業者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(調査等)

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地検査をすることができるものとする。この場合において、補助事業者は、この調査等に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	補助金の交付の対象	補助対象経費	補助率	補助金限度額
が け 地 近 接 等 危 険 住 宅 移 転 事 業	危険住宅の除却等	危険住宅の撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費	10/10	1戸当たり957,000円
	危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）借入金の利子	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合の借入金利子（年利率8.5%を上限）に相当する額の費用	10/10	1戸当たり7,227,000円 (建物 4,570,000円、土地取得 2,060,000円、敷地造成597,000円)

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

大洲市長 様

住 所

申請者 氏 名 印

電話番号

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書

がけ地近接等危険住宅移転事業について補助金の交付を受けたいので、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第3条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 がけ地近接等危険住宅移転事業
- 2 事業の目的及び内容 がけ地の崩壊等により危険を及ぼすおそれがあるので、危険住宅を移転させ生命の安全を確保するため。
- 3 補助事業の完了の予定期日及び実施計画
完了予定日 年 月 日
実施計画 別紙のとおり
- 4 交付申請額 円
- 5 添付書類
 - (1) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳
 - ア 危険住宅の除却等に要する経費
 - イ 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費
 - (2) 危険住宅及び移転先の位置図（がけ断面図も含む。）及び写真
 - (3) その他
 - ア 除却等については、施工業者の見積書の写し
 - イ 建物助成については、金融機関等からの貸付（予定）証明書の写し

がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳（危険住宅の除却等に要する経費）

（単位：千円）

種 類 別										補助対象 事業費	補助金額	備 考
1 撤 去 費		2 動産移転費		3 跡地整備費		4 仮 住 居 費		5 その他経費				
費 用	積算内訳	費 用	積算内訳	費 用	積算内訳	費 用	積算内訳	費 用	積算内訳			

（注）

- 1 「補助金額」欄は、補助対象限度額を超える場合は限度額とすること。
- 2 「備考」欄に当該危険住宅の建築年月日を記入すること。

がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳（危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費）

（単位：千円）

種 別					種 別					種 別					補助対象 事業費	補助金額 合計 (1) + (2) + (3)	備考
建 物		土 地			敷 地 造 成					補助金額 (1)	補助金額 (2)	補助金額 (3)					
借入金	利率	期間	事業費	借入金	利率	期間	事業費	補助金額 (2)	借入金				利率	期間			

（注）

- 1 「補助金額」欄は、補助対象限度額を超える場合は限度額とすること。
- 2 利率は8.5%を限度とする。なお、利率が8.5%を超える場合は、その利率及び事業費をそれぞれの欄の上段に（ ）書で記入すること。
- 3 「補助対象事業費」欄は、利子総額を記入すること。

第 号
年 月 日

様

大洲市長 印

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この事業に要する補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 円
- 3 この事業は、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱に基づき、実施しなければならない。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大洲市長 印

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、下記のとおり交付することを却下したので、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業着工報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記の事業を着工したので、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 　　がけ地近接等危険住宅移転事業
- 2 補助事業着工年月日 　　年 月 日
- 3 移転先住宅建築場所
- 4 補助事業完了予定日 　　年 月 日

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更交付申請書

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業について補助金の交付額の変更を受けたいので、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

変更する内容	
変更する理由	

がけ地近接等危険住宅移転事業費変更内訳（危険住宅の除却等に要する経費）

（単位：千円）

区分	種 別										補助対象 事業費	補助金額	備考
	1 撤去費		2 動産移転費		3 跡地整備費		4 仮住居費		5 その他経費				
	費用	積算内訳	費用	積算内訳	費用	積算内訳	費用	積算内訳	費用	積算内訳			
変更後													
変更前													

（注）

- 1 「補助金額」欄は、補助対象限度額を超える場合は限度額とすること。
- 2 「備考」欄に当該危険住宅の建築年月日を記入すること。

がけ地近接等危険住宅移転事業費変更内訳（危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費）

（単位：千円）

区分	種類別															補助対象 事業費	補助金額 合計 (1) + (2) + (3)	備考
	建物					土地					敷地造成							
	借入金	利率	期間	事業費	補助金額(1)	借入金	利率	期間	事業費	補助金額(2)	借入金	利率	期間	事業費	補助金額(3)			
変更後																		
変更前																		

（注）

- 「補助金額」欄は、補助対象限度額を超える場合は限度額とすること。
- 利率は8.5%を限度とする。なお、利率が8.5%を超える場合は、その利率及び事業費をそれぞれの欄の上段に（ ）書で記入すること。
- 「補助対象事業費」欄は、利子総額を記入すること。

第 号
年 月 日

様

大洲市長 印

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定額変更通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を通知した大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、次のとおり当該決定の額を変更したので、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 変更に係る補助対象事業費の内容は、年 月 日付け変更申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る交付決定の額は、次のとおりとする。

（単位：千円）

区 分	補 助 対 象 事 業 費	補 助 金 額
既 交 付 決 定 額		
今 回 変 更 増 減 額		
変 更 後 交 付 決 定 額		

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大洲市長 印

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業については、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第7条の規定によりその申請を承認します。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付け変更申請書記載のとおりとする。

様式第 8 号（第 8 条関係）

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請取下申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業を
取り下げたいので、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規
定により下記のとおり申請します。

記

取下理由	
------	--

様式第9号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大洲市長 印

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請取下承認通知書

年 月 日付けで取下申請のあった、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業については、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により承認します。

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記の事業が完了したので、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業

2 補助金の交付決定額及びその精算額

補助金交付決定額 円

補助金精算額 円

3 補助事業着工年月日 年 月 日

4 補助事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 位置図及び写真（施工後）

(2) その他

ア 除却等については、施工業者の請求書及び領収書

イ 建物助成については、金融機関等からの融資契約書等の写し

第 号
年 月 日

様

大洲市長 印

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金額確定通知書

年 月 日付で報告のあった、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書を審査した結果、適正に事業が行われていると認めましたので、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により下記のとおり通知します。

なお、速やかに大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定による請求を行ってください。

記

交 付 年 度	年 度
補助金交付確定額	円

様式第12号（第11条関係）

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付額確定の通知があった補助金の
交付を受けたいので、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第11条の規定に
より次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

第 号
年 月 日

様

大洲市長 印

大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消（変更）通知書

年 月 日付け 号第 号で補助金交付決定（確定）通知をした、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業については、次のとおり補助金額の全部又は一部を取り消した（変更した）ので、大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

なお、すでに交付された補助金がある場合は、速やかに返還をしてください。

記

1 補助金交付決定（確定）額 円

(内訳)	既決定額	円
	取消(変更)額	円
	取消(変更)後決定額	円

2 交付済補助金の返還

既交付済額	円
取消(変更)後交付すべき額	円
返還補助金額	円

3 取消（変更）理由

取消（変更）該当条項	大洲市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱 第13条第1項 第 号該当
取消（変更）理由	